

平成21年度 国立大学法人 横浜国立大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

①教養教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育の点検・改善を引き続き進める。教育効果を高めるため、「キャリアデザインファイル」の効果的活用に向けた取組などキャリア教育の充実を進める。

1. 平成18年度に設けられた教養教育基礎科目、現代科目の区分に合わせた科目の再編・実施に努めるとともに、平成17年度以前の入学者に対して必要な教養教育授業科目を配置する。
2. 基礎演習科目の充実や分野横断教育の拡充など、専門教育への導入・橋渡しとなる授業科目の一層の強化を図る。
3. 国際交流科目を兼ねた教養教育科目の新設や従来からの英語演習科目の充実など多様で実用性の高い英語教育の推進を検討する。
4. 国際理解教育を充実させるため、引き続き学外の機関、学校との連携への、本学留学生の参加を促進する。国際交流科目の卒業単位としての認定の検討や、留学生の新生の日本語力に応じた日本語教育、卒業後に備える日本語教育などを提供する。大学間交流協定に基づく交流をさらに推進するとともに、国際的人材養成と国際交流のための「国際教育シャトルベース事業」を推進する。
5. 引き続き、授業評価の総合解析及びFD活動を推進し、授業改革案を検討する。
6. 教員や学生の意見の把握、クラス規模の適正化、シラバスの充実などを進める。
7. 英語による授業のみを履修して卒業できるコースの設置をも視野に入れ、大学教育総合センターを中心に、外国語教育など、教養教育全般の実施体制を強化する。

②専門教育の成果に関する具体的目標の設定

各学部等の教育目的に照らして、専門性と応用力の涵養に、より効果的な内容のカリキュラム・授業等の検討を行い、順次実施する。

1. 実践的な問題解決能力を向上させるため、キャリア教育、学生体験型・参加型授業、座学と実習の組合せ授業、地域連携など、学生の主体的取組を促す学習活動の活性化を進める。
2. 学生の学習への主体的取組を促し、履修単位の上限設定を実質化する。
3. GPA制度を用いて成績評価の客観化を図り、学生自身が成績を自己評価できるようにして、教育指導に有効活用する。
4. 授業評価の総合解析に基づき、授業改善策を提示する。教員の自己点検票の活用を進める。
5. 本学の現状と社会の動向を把握し、変革の方向を検討するとともに、IT技術の教育への利用について先進的な応用のひな形作りを進める。
6. 学部横断型の教育コース「地域交流科目」など、部局間連携による副専攻プログラム制度の充実を進める。

2) 大学院課程における教育の成果に関する目標を達成するための措置

博士課程（前期）、博士課程（後期）、専門職学位課程の各課程において、社会の要請、本学の現状を分析し、教育の改善に向けた具体的方策を引き続き検討・実施する。多様な教育プログラム等の円滑な運用を進める。

1. GPA制度の運用、検証を行う。
2. 単位互換制度の一層の拡大と充実を図る。
3. 大学院組織の充実のための検討を進めるとともに、社会人教育、生涯教育支援、実務家養成型プログラムを推進する。

4. 大学院組織の充実のための全学的検討を進める。実務家養成プログラムや副専攻プログラムを推進する。

3) 学士課程及び大学院課程における卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

1. キャリア・サポートルームを中心に進路希望及び進路状況等を把握し、卒業生と連携しつつ、進路指導、就職支援が推進できる態勢の一層の充実を図る。
2. 教育プログラムを教育目標、育成人材像の視点から評価・点検し、教育を充実する。
3. 各種の資格試験や国家試験の合格率あるいは合格者数の向上などに向け、進路相談その他適切な教育支援を実施するとともに、その不断の見直しを行う。

4) 学士課程及び大学院課程における教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1. 企業・自治体等及び学部卒業生・大学院修了者に対する諸調査の結果をまとめ、改善方向を検討する。
2. 自己点検・自己評価の結果に基づき改善策を検討する。教育プログラムについて外部評価の準備を進める。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

① 学士課程

1. 本学のグランドデザインとより調和したアドミッション・ポリシーの改定を検討する。また A0 入試など各種選抜方法の見直しを進める。
2. 各種入学試験の役割を検証し、入試内容の改善を進める。横濱 21 世紀プレミアム入試の拡充を検討する。
3. 大学教育総合センター入学者選抜部を中心に、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイトの他、各種パンフレットや入試広報 DVD 等を充実して、各学部の教育目標やアドミッション・ポリシー等の周知を進める。
4. 「出前授業」、「大学における高校生対象の授業」等、高校側の要望・関心の高い事業を充実させるとともに、大学公開事業とも連動させた高大連携を推進する。
5. 新たな交流先大学の開拓、交流のための環境整備を進めるとともに、交流協定締結校との学生の受け入れ・派遣を戦略的に推進する。
6. 学部・大学院一貫教育の検討を行うとともに、早期卒業・飛び級による大学院進学制度を継続する。

② 大学院課程

1. 大学院教育の内容とアドミッション・ポリシーの明確化及び入試方法の整備を進め、パンフレットやウェブサイトにより、これらの情報の公開・周知を推進する。
2. 留学生、社会人及び外国で課程を終えた日本人を対象にした入学資格及び入学試験の時期と選抜方法について、さらなる弾力化を検討するとともに、協定締結大学を中心に、秋季入学についての情報発信を積極的に展開する。
3. 社会人入学者の履修基準・単位取得方法の柔軟化の現状を点検し、改善について検討する。
4. 博士課程（後期）における多様な選抜方法と入学資格の弾力化を引き続き推進する。
5. リフレッシュコース、長期履修学生制度、再チャレンジ支援等の実施を継続し、勤労学生や社会人の受け入れを推進する。

2) 教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置

① 学士課程

(i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

【教養教育についての具体的方策】

初年次教育や分野別の系統的科目履修など、教養教育のあり方についてさらに検討を進めるとともに、学生の自己学習の取り組みを支援する仕組みを開発する。

1. 地域社会との連携、教養教育科目と組み合わせたインターンシップなど、学生の能動的な取り組みを重視して授業方法の改善を進め、時代の要請を反映した教養教育の充実を推進する。

2. 「くさび型履修」を引き続き推進する。
3. 習熟度に応じた弾力的な外国語履修を可能とするカリキュラムの継続推進，コンピュータによる英語学習形態の充実，並びに英語による授業のみを履修して卒業できるコース（国際シャトルベース・プログラム）の新設を視野に入れた講義科目の整備を検討する。
4. 留学生に対しては，専門教育の学習や日本での社会生活のための日本語教育カリキュラムの改善を引き続き推進する。
5. 留学生に対しては，日本語科目の水準，科目数等についての改善を検討するとともに，長期休業中も含め日本語学習機会を提供する。

【専門教育についての具体的方策】

1. 学部，学科又は課程ごとに教育研究上の目的に沿い，キャリアデザインファイルの活用やキャリア教育関連科目の充実を通して，各学部のカリキュラムをキャリア教育の観点から，より一層充実させる。
2. 引き続き，全学教員枠による教員配置状況の点検・評価に基づいて，カリキュラムの充実を図る。
3. 地域におけるボランティア活動や地元企業等との連携によるインターンシップのより一層の充実を図る。

(ii) 授業形態，学習指導方法等に関する具体的方策

1. 新システムを導入して全学的に統一したシラバスの作成を推進し，公開の準備を進める。
2. FD ニュースレターなどを通じて，様々な工夫により効果をあげている授業実践例を紹介するなどして，教育・学習効果を高めるための優れた教育方法を全学に周知する。
3. 授業評価アンケートの分析などをするとともに，授業改善セミナーやFD研修会等を実施し，より一層の授業改善に努める。
4. 少人数教育や対話型教育の推進，プロジェクト型授業の試行的導入等を検討するとともに，教員のスキルアップを目的とした講習会などの実施体制を整える。
5. 引き続き，ベストティーチャー賞の選考を行う。

(iii) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. すべての講義等について，シラバスへの成績評価基準を明示するとともに，成績評価の標準化を実施する。
2. GPA 制度に基づくきめ細かな学生指導を継続する。
3. 成績優秀な学生の顕彰制度を継続する。

② 大学院課程

(i) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

1. 大学院におけるカリキュラムの体系化と改善を引き続き推進するとともに，多様なニーズへの対応が可能になるよう努力する。
また，副専攻プログラムなどの複合的な履修のしくみを充実させる。
2. インターンシップの活用により，教員や大学院学生が社会の研究ニーズを共有できるよう，カリキュラムの改善に努める。
3. 学部教育のバックグラウンドや研究分野の特性に応じて，基礎的な学部専門科目の受講を奨励するなど，きめ細かな指導を推進する。

(ii) 授業形態，学習指導方法等に関する具体的方策

1. 教育目的・目標に則し，授業形態，学習指導方法等の基準の見直しを引き続き行う。
2. 授業の目的・目標を確実に明示するなど，シラバスの改善・充実と周知・公開を推進する。
3. 教育用マルチメディアを活用した授業や双方向的授業，遠隔授業等の拡大を推進するとともに，授業法の改善を検討する。
4. 大学院学生の国内外での学会発表や学術誌投稿などの研究指導と経済支援体制を引き続き充実する。

(iii) 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1. 大学院の講義に対して成績評価の分布調査などに基づき，教育目標達成の視点から成績評価の厳密化，GPA 制度，多面的な評価を推進する。
2. 引き続き多様な観点からの授業評価を推進する。

3. 学生に学位授与基準を公開するとともに、引き続き周知に努める。
4. 優秀な学生に対する顕彰制度を一層充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1. 学問内容の変化や社会からの要請に応える多様な教育を実施するために、学科、専攻等の改組、全学教員枠や客員教員の活用など、適切な教員配置・組織体制を検討し、教育体制を整える。
2. 全学教員枠による教員配置の効果を点検・評価し、カリキュラム充実の施策を検討する。
3. TA、RAを引き続き積極的に配置し、大学院生への教育力の付与と学部学生への教育効果の向上を推進する。
4. 大学教育総合センターによる教養教育の実施状況を点検し、教員の適切な担当体制を検討する。

2) 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワークの活用・整備の具体的方策

1. 新たな教育ニーズに対応した設備の整備のために、全学的な視点から、附属図書館、情報基盤センター、各学部等の連携を強化する。
2. 講義棟、研究棟などのバリアフリー化を推進するとともに、学生・教職員の交流スペースの確保と利用拡大を図る。
3. 学生へのサービス提供の拡大をもたらすネットワーク環境をさらに整備充実し、学生の自習活動、授業支援、授業管理の効率的推進を図る。
4. e-Learning などネットワークを活用した教育が円滑に運用できるシステム環境の整備、並びに教育プログラムの開発を推進する。
5. 図書館が整備した電子ジャーナル及び文献情報データベースなどを有効に活用するネットワーク環境等の整備を推進する。

3) 教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための具体的方策

1. 日本技術者教育認定機構(JABEE)による技術者教育プログラム認定評価を受審するなど、第三者機関による教育評価に積極的に取り組み、教育の質を改善する。
2. 各学科、課程において第三者機関による評価や「教育計画」の達成度評価に基づいて提案された教育改善策を実施し、その効果を検証する。
3. 継続して自己点検評価、外部評価、授業評価等を行い、教育の質を改善する。
4. 個々の教員の教育に対する自己点検・自己評価結果を基に、教育の質の改善のためのインセンティブを与える。

4) 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

大学教育総合センターのFD推進部が中心となり、学生による授業評価アンケート結果を有効に活用して全学に教育改善策が提示できるシステムの構築を検討する。同時に、学部等ではFD研修を積極的に行う。

5) 学内共同教育等に関する具体的方策

教育の充実を図るため、附属図書館及び全学教育研究施設を有機的に活用する。特に、近年整備している電子ジャーナル、文献情報データベースを利活用する情報リテラシー教育を継続させる。

6) 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

様々な学習形態のニーズに適切に対応できるよう、副専攻プログラムの充実を図るなど、各学部等での教育実施体制のより一層の改善に努める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

1. オリエンテーション、キャリア相談員、キャリア教育特任教員、キャンパス・ボランティア等の充実により、学習支援・学習相談体制を強化する。
国際社会科学部法曹実務専攻(専門職学位課程)では、引き続きアカデミックアドバイsteam

による学習支援・相談体制を維持する。

2. ボランティアによる留学生への支援を強化する。オフィスアワーの効果的活用を引き続き検討し、一部実施する。
3. 再チャレンジ支援プログラム、部局長裁量経費、グローバルCOE、教員の外部資金などを活用した大学院生の研究活動に対する財政的支援措置の充実等を図る。
4. 不登校・引きこもり学生へのメンタルヘルスを充実するために、様々な方法を実施するなど各部局・保健管理センターのカウンセリング体制を充実させる。

2) 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

1. 保健管理センターを中心にしたメンタルヘルス・ケア体制を充実させ、学部・大学院との連携体制を強化する。
2. 保健管理センターを中心にしたメンタルヘルス・ケアの体制を充実させるとともに、内定取り消し者や留学生など進路、勉学上のメンタルヘルス・ケアをきめ細かく行う。
3. 同窓会等のネットワークを整備し、留学生のための就職支援事業を推進する。
4. インターンシップの一層の充実を図る。
留学生を含め、インターンシップ参加募集の情報提供を的確に行い、意欲ある参加者の確保に一層努める。

3) 経済的支援に関する具体的方策

「横浜国立大学国際学術交流奨励事業」を継続するとともに、今後の継続についての方策を検討する。

4) 課外活動の支援に関する具体的方策

課外活動団体の届出制と連動した課外活動の支援の充実を引き続き行う。

5) 社会人及び留学生等に対する配慮

1. 国際戦略推進室では、卒業留学生、在籍する留学生、外国人教職員等にも協力を仰ぎ、必要とされる海外への情報発信について検討、実施する。
外国人留学生及び派遣留学生の語学教育・単位互換制度の整備等、様々な支援を行い「国際教育シャトルベース事業」を推進する。
2. 大学院では、社会人学生のニーズに応じた講義の夜間開講等、修学条件の一層の改善を図る。
工学府博士課程後期社会人学生のニーズに応じた就学条件でPEDプログラムを継続実施する。
3. 社会人就学生の増加に対応した、みなとみらい地区のサテライト教室の有効活用、電子メールなどの手段を活用した教育指導方法をさらに工夫する。
4. 留学生の宿舍の大幅な拡大を行うなど、留学生の教育環境の充実を図る。
5. 利用者のニーズに応じた図書館の利用環境の一層の向上を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 目指すべき研究の方向性

教員個人の発想に基づく研究の遂行とともに、部局のプロジェクト研究によって独創的な研究成果を創出する。

2) 大学として重点的に取り組む領域

教育研究センターにおけるプロジェクト研究の実施により、安心・安全の科学や企業成長戦略などの特色ある研究を実施し、成果を広く公表する。

1. グローバルCOEに採択された「アジア視点の国際生態リスクマネジメント」、及び「情報通信による医工融合イノベーション創生」において国内外の機関と連携した先端的研究を実施する。
2. 社会科学系にあっては、金融、東アジア金融統合、経済学史、経営戦略・組織と企業経営、会計情報・ファイナンスと意思決定、情報化・国際化社会における企業のあり方、グローバル化した経済における租税・取引等の経済法の問題、東アジア共同体における経済法の課題、経済・情報犯罪の学際的研究、ODA縮小に伴う援助のあり方、道州制導入と地方自治、などに関する研究を行い、その成果を公表する。

3. 教育人間科学部においては、学校教育課程では、教育科学・教科教育学・教科内容学が協力・連携して現代の教育現場に即した研究プロジェクトを推進し、教育実践現場における活用に向け、実現可能な具体的連携システムを作る。国際共生社会課程では、多文化・共生社会の観点から現代及び過去の社会を照射する先進的研究、21世紀に求められる多文化・共生的な社会形成に資する実践的研究を行う。地球環境課程では、県下の水質・土壌・大気分析を引き続き行い、大気圏・水圏・生物圏・地殻間の物質の循環システムに関する基礎データを蓄積する。

3) 成果の社会への還元に関する具体的方策

1. 第4回みなとまち大学リーグ（PUL）国際セミナーを横浜で開催する。学術雑誌、著書、国際会議等での発表により研究成果を社会に還元する。公開講座、各種セミナーを通じて地域社会に研究成果を還元する。また、年報やニュースの発行、ウェブサイトでの情報発信を積極的に行う。
2. 学外組織とのネットワーク強化などにより、共同研究・受託研究の増加に努めるとともに、その成果の評価を行い、共同研究・受託研究の質的向上を目指す。
3. 学内予算で知的財産事業を継承する。
産学連携推進本部知的財産部門とよこはまティーエルオー株式会社が連携して技術移転活動を活性化する。
また、共同研究推進センターでは、よこはまティーエルオー株式会社、NPO法人YUVECと共同して、引き続きリエゾン活動などを通して、教員の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進する。
4. 公的機関の委員会、審議会等に積極的に参画する。
5. 市民向けの著書・刊行物の発行と同時に、公開講座、サイエンスカフェなど多様な方法により市民の理解に資する活動を展開する。
6. 研究プロジェクトの紹介や研究成果の公開を推進する。
7. 学術情報リポジトリの充実を図る。

4) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

1. 国内外で評価・水準の高い学会・国際会議、国際標準化会合での成果発表や活動、国際学術誌への論文投稿などにより研究成果の検証を行う。
2. 科学研究費補助金の申請増、獲得増や競争的研究資金の獲得などにより研究活動の活性化を図る。
3. 教員の自己点検・評価の一部として教育研究データベースを活用し、査読付学術雑誌への掲載論文数、国際会議での発表数、受賞等について各部局が把握することにより学術研究成果の検証を行う。
4. 基礎研究と同様に優れた応用研究も推進し、実用性・有用性の高い成果は権利化して、技術移転に結びつける。
また、技術移転収入増を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

1. グローバル COE、教育研究センターに全学教員枠により教員を配置し、特色ある研究を推進する。
2. 学内各教育研究センターを中心に社会的要請の高い研究を遂行する。
3. 策定した国際戦略に沿って、またグローバル COE なども活用して、研究交流・研修者交流を一層推進する。
4. 外国人教員・研究者の採用については、本学国際戦略等に沿って計画を推進する。
女性や豊かな国際経験など多様な基盤をもつ人材を確保する。
5. 若手研究者のための「横浜国立大学教員海外研修制度」を継続推進するとともに、次年度以降も継続できるよう検討する。
6. リサーチアシスタント（RA）を積極的に活用することによって、研究成果の向上を図る。
7. 学部と大学院の改組計画を具体化する。
8. 既存のプロジェクト研究を一層推進するとともに、成果の評価に基づいた新たなプロジェクト研究の形成を図る。
9. 部局の特性に応じ、サバティカル制度を実施する。

2) 研究資金の配分システムに関する具体的方策

1. 教育研究高度化経費によるプロジェクト研究支援を継続する。
2. 産学連携推進本部プロジェクト研究推進部門の機能を拡充する。
3. 教育研究高度化経費の割合を前年度水準に維持し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ、優れた研究に予算を積極的に配分する。
4. 特許料収入を増加させ、発明者にインセンティブとして還元する。

3) 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

1. 「横浜国立大学の設備機器の整備に関するマスタープラン」に従い、透過型電子顕微鏡、核磁気共鳴装置を購入し、関連する分野の研究を促進する。
また、地域の大学とのネットワークを活用し、機器の相互利用によって研究者の便宜を図る。
2. 透過型電子顕微鏡、核磁気共鳴装置を購入し、関連する分野の研究を促進する。
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーとインキュベーション施設の面積を有効利用する。

4) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

よこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC と連携して、産学連携推進本部知的財産部門における活動を強化し、技術移転収入の増加を目指す。

5) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

1. 各部局において教員個人の評価を定期的実施する。
2. 教員個人評価の結果を研究費や面積配分に活用する。

6) 学内共同研究等に関する具体的方策

1. 産学連携に係る組織の機能を強化する。
2. 情報基盤センターでは、CIO 室と連携して、情報セキュリティ監査の体制を確立する。
3. 機器分析評価センターでは、機器の更新・新規導入を図り、機器の維持管理を十分に行って、利用しやすいセンターの実現を目指す。
また、学内にとどまらず近隣大学、地域の企業等からの分析依頼に十分応えることのできるセンターを目指す。
4. ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーでは、博士課程（前期・後期）、ポスドクなど、様々な対象に行う起業家型人材育成教育の充実、及び起業環境の構築に向けて学内外の機関・人材との協働をさらに進め、本学の実践的学術の拠点形成に寄与する。
5. 安心・安全の科学研究教育センターでは、安心・安全が得られる持続可能な社会の構築に貢献する高度な専門研究者の養成及び高度な専門職業人の養成という社会的要請に応えるために、文部科学省の科学振興調整費（新興分野人材養成プログラム）「高度リスクマネジメント技術者育成ユニット」を継承する副専攻プログラムを各部局の協力を得ながら推進する。
各部局の協力や併任教員の配置等により、引き続き安心・安全の科学研究教育センターを核に、社会的な要請の強い環境科学分野と安全科学分野を重点研究教育領域として一層の活動の充実を図る。
6. 平成 19 年度に立ち上げた「地域実践教育研究センター」、「企業成長戦略研究センター」の研究活動の評価と見直しを行う。

7) 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

ライフサイエンス研究における倫理審査体制を強化する。
各教育研究センターにおける研究の充実のために研究実施体制を強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1. 国際戦略に沿って国際交流協定大学（地域）の重点化などの企画を推進する。
平成 20 年度より一部開設した海外リエゾンオフィスの増加充実を図る。
第 4 回みなとまち大学リーグ（PUL）国際セミナーを横浜で開催する。

2. 学部と大学院において、短期交換留学プログラムにより学生の派遣・受け入れを強化し、国際交流科目、短期交換留学プログラム、英語による途上国向け人材育成プログラムをより一層充実する。
大学院では、英語のみを使用言語として学生が卒業できるように、英語を使用言語とする講義科目、演習科目を拡充することについて、現状の分析と、課題を検討する。
3. 単位互換制度を整備改善する。
4. 国際戦略に沿って国際戦略推進室を整備するとともに、重点地域、重点交流大学などの方策を推進する。

1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

1. 大学全体の地域連携活動の一元的把握を行い、地域連携活動の推進、充実を図る。
地域課題に取り組むステークホルダーとのネットワークの拡充を図り、地域連携強化を推進する。
2. 県内の国公私立大学と公的支援機関などが参加するかながわ産学公連携推進協議会の総合窓口として、地元企業との連携強化を行う。
3. みなとみらいサテライト教室の有効活用を図り、社会サービスを充実する。
4. 地域課題に取り組む自治体・NPO・市民活動グループ向けに、地域交流科目・地域課題プロジェクト成果報告会や関連講座等を催し、地域との連携強化を推進する。
5. 各種審議会、公的研究機関等の委員会・審議会等へ積極的に参加し、専門的立場からの助言等により、地域社会の行政等の施策等への貢献を図る。
6. メディアホール等の図書館施設の利用及び図書の貸出などを引き続き実施する。
県内の公共図書館等との連携による相互の資料貸借サービスを推進する。
7. 社会人のための大学フェアやオープンキャンパスにより、本学の教育研究の成果を広く伝える。
オープンキャンパスで図書館施設等を利用し高校生向けにサイエンスカフェを実施する。
オープンキャンパスで、図書館施設等を利用し、本学の国際交流の状況等を広く紹介する。
8. 国際戦略に沿って重点地域・重点大学を定めた交流や国の政策対応の国際協力などへの参加を拡充する。国際みなとまち大学リーグ（PUL）などを活用した交流を行う。

2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部を中心として産学連携を推進するとともに、技術相談や技術移転事業を円滑に進めるため、リエゾン体制の一層の整備を図る。
2. 研究成果を研究集会、シンポジウム等を通じて発信し、成果の社会還元を図る。
3. リエゾン機能を高め、産学連携を推進するため、研究技術データベース集の改定、研究者の外部への紹介、産業界等からのニーズ把握などを円滑に行う。
4. 連携講座等による教育の充実を図る。
5. 各種審議会、企業役員への就任等による社会への貢献を奨励する。
6. 産学連携のために研究技術データベース集を改定し、研究者を外部に紹介するとともに、産業界等からのニーズの把握を円滑に行うため、リエゾン機能を高め、本学の持つ研究資産・知的財産の活用を図る。

3) 地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

横浜市立大学など他大学との共同研究や共同でのシンポジウム・ワークショップ開催などを積極的に進める。

4) 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

1. 国際戦略に沿って、これまでの海外の大学との研究交流、外国人研究者受け入れ、国際機関との共同研究、国際協力プロジェクトへの参加等を継続すると同時に、新たにメリハリ型・重点型の国際交流を強化していく。
2. 国際戦略推進室を中心に、留学生センター、大学教育総合センター、各部局等が連携を強化し、「国際教育シャトルベース事業」等本学の国際性を高めるための戦略を推進する。
3. 留学生支援の一層の充実を図る。

5) 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

1. 外国の大学と連携協定を結び、研究交流・人材交流を推進する。
海外拠点（海外リエゾンオフィス）を増やし充実させ、外国人留学卒業生や海外で活躍する日

本人卒業生の同窓会活動を強化する。

2. 外国の大学や国内外の研究機関と積極的に研究交流を行い、国際シンポジウム・研究会への教員及び院生の参加を一層積極的に行う。また、海外からの客員研究員・客員教授の受入を積極的に行う。

国連大学高等研究所との連携を深めるとともに、WTO 及びアジア開発銀行でのインターン受け入れを継続的に行う。

3. 中国政府派遣研修員、中国内陸部人材育成事業、JICA 実施の外国人受託研修員事業等について、可能な限り積極的に受け入れる。
4. 英語による留学生博士課程前期特別プログラム (MPE コース : PPT, ILP, IDB など) について、引き続き内容の充実を図るとともに、規模拡大の一環としてインドネシア財務省の政策留学生受け入れを継続する。

IMF との連携による「移行経済プログラム」(英語)のカリキュラムを充実させ、研究指導体制を強化する。

留学生特別プログラム「法と公共政策コース」と、世界銀行の協力の下に実施している「インフラストラクチャー管理学コース」との連携を強化する。

「国際教育シャトルベース事業」として、英語による教育と日本人学生の英語力向上の強化を推進する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1. 附属学校部委員会の機能をさらに充実させ、附属学校間や学部、研究科、教育実践総合センターとの連携システムを構築し、学校現場への還元を行う。また、神奈川県との人事交流制度についても改善を図る。
2. 学部教員との共同研究及び実践の場での適用と検証のために附属学校を有効に利用し、附属学校の研究や授業等への学部の教員の参画をさらに拡大するとともに、教育実習や実践的授業科目のより適切な企画・運営を行う。
3. 教育委員会主催の研修講座、公立学校の研究会等へ積極的に講師を派遣し、実践者の目線から共感を得られる指導助言に努める。また、附属学校の研究会への参加や視察希望を受け入れ、研究成果を提起する場とする。
4. 附属学校と公立学校との中高連携を通して、神奈川県内の学力育成のモデルについての研究を行う。

2) 学校運営の改善に関する具体的方策

1. 各附属学校に即した方法で目標達成度を確認し、次年度の年度目標を明確にする。
2. 小・中連携による学習指導や小中学校の共同研究発表会の成果と課題を踏まえて、小中学校の接続を重点に研究を進める。
中高連携の一環として、小中連携について視野に入れた学力育成に関しての研究を行う。
3. 警察署、消防署等関係諸機関と連携すると同時に、防犯通報システムを導入することによって、より一層、生徒の安全管理を強化する。
4. 社会人、保護者及び地域住民のゲスト講師としての効果と問題点を確認し、これらをさらに有効に活用した授業実践・講演会を継続して行う。
5. 学校行事、校外学習、部活動等へ学習支援ボランティアのさらに積極的な導入を継続し、学生ボランティアバンクの構築や実績のあった学生に対する褒賞制度等についても検討を進める。

3) 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

学校見学会や学校説明会、公開セミナー(授業研究会)等をさらに充実させ、附属学校の特色や使命の理解を得て募集する。

4) 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

1. 人事交流を通して有能な教員を確保し、高度な地域連携の循環をめざす。
2. 現職教員の初任者研修及び10年、15年経験者研修等、県・市町村教委主催の研修について研修の場を引き続き提供する。
3. 引き続き附属学校教員が大学院で資質の向上を実現できる環境をさらに整備する。そのため派

遣等の方法により専修免許状の取得方法の充実を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

学長を補佐するため、理事、副学長、学長補佐等に業務を分担させるとともに、役員・学長補佐等からなる学長（企画）室（仮称）を設け、全学的な企画立案、その他重要事項の調整を支援し、全学のコンセンサスの形成と役員会の意思決定の迅速化を図り、学長のリーダーシップを十分に発揮する。

2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

役員・部局長合同会議を引き続き有効活用し、部局間あるいは役員会との双方の情報流通を円滑にして、全学的視点による効率的な運営を行う。

3) 学部長等を中心とした機動的な学部等運営に関する具体的方策

1. 部局長の責任と権限の下、機動的・効果的な意思決定を行うため、各部局の実状に応じ、部局長補佐等の配置などにより、部局の企画・立案・調整を機動的戦略的に行う。
2. 各部局の状況に応じ、教授会の審議事項の精選、代議員会制等の活用により、引き続き機動的な教授会等の運営を行う。

4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

引き続き、事務職員を各種委員会の正式メンバーとして参加させるなど、教員と事務職員が一体となって大学運営を効果的・効率的に進められるよう、さらなる工夫・改善等を図る。

5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

1. 産学連携推進本部の人的増員を図り機能を強化し、知的財産の活用等を推進する。
2. 全学教員枠を、より有効的かつ戦略的に人的資源として活用し、教育研究組織の充実のために対応させる。
教育研究費から学内の競争的資金を確保し、各プロジェクト提案者からのヒアリングを踏まえ選定、配分する。また若手教員の活動を活性化するため、研究活動のスタートアップ経費を含む教育研究経費を確保する。

6) 学外の有識者・専門家の積極的任用に関する具体的方策

業務内容に応じ適切な学外の有識者、専門家等を効果的に活用する。

7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

公的研究費不正防止推進室における「不正使用防止計画」の推進と監査体制の充実強化を図る。
機器分析評価センターでは、必要に応じて、センター長の要請により適正評価委員会を開催して自己点検を行う。

8) 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

国立大学法人間にある種々の連合組織に積極的に参画し、連携・協力体制を図りながら、様々な情報を収集して大学運営に活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

大学として精選した真に重要な事項について、概算要求検討会の下に課題に対応したワーキンググループを設置し、検討を具体的に進める。

2) 教育研究組織の見直しの方向性

1. 大学院教育学研究科を中心に大学院・学部の改編の検討を進める。

2. 自己点検評価や外部専門家の意見等を踏まえて、社会的・学術的需要と各部署の教育目標及び研究分野に適切に対応した教育研究組織の見直しを進める。
3. 国際的人材養成と国際交流のための事業として、国際戦略室を中心に「国際教育シャトルベース事業」を推進する。
遠隔講義を可能とするシステムの整備等を行い、情報化に対応した教育研究体制の構築に寄与する。
産学連携分野については、産学連携推進本部が、新たな研究プロジェクトの立ち上げに関して、外部資金導入の支援を推進する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

勤務実績の評価を、引き続き給与に適切に反映させるとともに、前年度に引き続き全事務系職員対象として目標管理型評価制度の試行を行い、本格導入に向けた課題の整理及び評価結果の給与等への反映方法の検討を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 定年に達した優れた教員を本学の教育及び研究業務に従事させるための特任教授の制度をより適切に運用する。
2. 教員の流動性を図るため、「教員の任期に関する規則」及び「有期雇用教職員の就業に関する規則」を活用して任期を付した教員を特定の分野に配置し、その充実を図る。また、外部資金により任期を付して雇用する教員に年俸制を導入する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

引き続き、公募制を積極的に活用する。
また、任期を付した教員の採用やテニユア・トラックとしての助教の活用など、教員の流動性の向上と若手研究者の育成を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて、外国人や女性など多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。
特に男女共同参画の推進について積極的に取り組む。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、引き続き学内、学外の研修に積極的に参加させる。また、大学職員としてのマネジメント能力向上に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 共同研究推進センター（産学連携推進本部産学連携部門）の専任准教授については、引き続き民間企業経験者等からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き概ね1%の計画的な削減を図る。
また、第二期中期目標・中期計画期間に向けて、中長期的な人件費所要見込額に基づき、学内定員と人件費総枠を見据えた、新たな人員配置等人事管理方針(案)を策定する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

1. 引き続き、事務の見直しを合理化、簡素化の観点から実施し、関連して必要となる事務組織のあり方について検討する。
2. 「横浜国立大学事務職員能力向上4カ年計画」及び学外の研修制度を活用し、積極的に専門的職員の養成を進める。
さらなるチーム制導入の可能性を検討し、事務組織の弾力的運用に努める。
3. 業務内容の見直しを行い、チーム制やワーキンググループ等の活用により、業務の平準化及び事務の効率化を図る。

4. 新たな課題や複雑化、多様化するニーズに的確に対応するために、事務職員を機動的に 人員配置ができるよう、計画的に一定枠を確保し、活用を図る。

2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

複数大学との共同処理業務について検討し、可能なものから実施する。

3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

組織の現状を踏まえ、業務の選別及び導入の可能性等について検討し、可能な業務をアウトソーシングするなど継続的な見直しに努め、業務の効率化を図る。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金の増加に関する具体的方策

1. 共同研究・受託研究の成果の特許化、知財を活用した研究推進、各プロジェクトの大型化などにより、共同研究・受託研究の資金増加に努める。

また、科学研究費補助金公募への申請を一層積極的に推進する。

2. 産学連携推進本部では、よこはまティーエルオー株式会社、NPO 法人 YUVEC と連携し、リエゾン活動などを通じて、各種助成金、各種競争的資金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等を積極的に提供し、それら公募案件に対する申請を促す。

3. 産学連携推進本部では、リエゾン活動を通して、教員の研究シーズと企業ニーズのマッチングを推進する。

4. 引き続きソフトウェアを含めた知的財産の技術移転を推進する。

5. 産学連携推進本部は、神奈川県や横浜市との連携、及びリエゾン活動を通して受託研究・共同研究の増加に努めるとともに、間接経費について大学全体で活用できる予算の確保を推進する。

6. 多様な学外向け講座、セミナー、イベント等を開催し、内容により有料化の可能性を含め、自己収入の確保・増大の検討を進める。

2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

引き続き貸出可能な施設及び料金体系等をウェブサイト等にて広くユーザーに分かり易く広報し、自己収入の確保に努める。

広報誌への有料広告掲載、シンボルマーク等を利用したブランド製品を開発し、使用料による自己収入の確保に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策

1. 引き続き、システムの更新・機能向上等により、事務情報化を推進する。

2. 引き続き建物、設備等の全学的、計画的な保守管理体制のもと、全学的な省エネルギーを図る。

また、集約化及び複数年契約化した設備等の保守管理業務により経費の節減を図るとともに、さらに複数年契約の導入について検討を行う。

3. 契約業務等の簡素化と人件費削減を考慮した業務のアウトソーシングを検討し、経費削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1. 外部に貸付可能な資産の貸付に関わる業務を引き続き外部委託し、経費の節減を図り、資産の効率的・効果的運用を図る。

2. 引き続き既存の施設の運用・活用を図るため、施設の点検調査を実施し、施設の使用面積の弾力的・効率的活用を図る。

3. 剰余金が発生した場合には、経営努力認定を受け、計画的な教育研究環境の整備、充実に充てる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

引き続き、自己点検・評価の基礎的資料、データの収集・蓄積に努める。

2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

中期目標期間評価の結果を受け、教育研究活動の改善方策を検討する。

国際社会科学部法曹実務専攻については、法科大学院認証評価結果を受け、課題や改善点を整理し、教育の質の向上に努める。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

1. マスメディアへの積極的な発信の他、大学ウェブサイト、紙メディアでの受け手の視点に沿った情報の充実を図る。また、OBを中心としたステークホルダー全般とのコミュニケーションを深める。

2. 引き続き、教員の教育研究活動に関する教育研究活動データベースについて、高い更新率を維持するとともに、情報鮮度の高い運営を図り、その内容の一部を研究者総覧として大学ウェブサイトに公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設等の整備に関する具体的方策

1. 横浜国立大学大規模施設整備基本計画及び第2次国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画等に基づき策定された、横浜国立大学施設整備5ヶ年整備構想の見直しを行う。また、キャンパス・マスタープランの見直しを行う。

2. 老朽施設で耐震構造の劣る施設の改修を実施する。また、教育研究支援施設、外国人研究者・留学生の受入支援施設、学生支援・交流等のスペースの確保等、教育研究と一体的な施設等について重点的な改修・改善整備を行う。

2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

1. 引き続き施設の利用状況について計画的に調査を行い、施設の有効活用に努める。

2. 大型改修により校舎等の整備を行い、当該整備面積の20%を全学共通利用スペースとして確保する。

また、全学共通利用スペースは、利用形態に応じ、使用者の経費負担を実施する。

3. 耐震性能の低い建物の安全確保を図る。また、施設のリニューアル計画の見直しにより、施設修繕基盤経費を活用し、全学的な視点に基づいた計画的修繕を行い、施設の機能保全の推進とインフラ整備により、良好な教育研究環境を確保する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1. 引き続き、全学の安全衛生委員会及び部局の安全衛生委員会が協力し、教職員の安全管理体制の円滑な運用を図る。

2. 全学危機管理本部を中心に、関係委員会及び専門的見地から助言を行うアドバイザースタッフと連携し、危機管理体制を強化する。また、危機管理マニュアルの策定として、危機管理基本マニュアルに加え、様々なリスクに対応した危機事象発生時の行動マニュアルを整備する。

3. 引き続き、学内の放射性物質の管理調査をし、また年度毎に学内の放射性物質の利用報告を集める。

毒劇物等の適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化を図り、点検内容を精査し、改善

策を講じる。

4. 引き続き構内のセキュリティ対策について点検調査を行い、必要な設備等の整備を図る。
5. 引き続き大学エコキャンパス構築指針及び同行動計画に基づき、環境保全に努める。また、廃棄物のリサイクルの推進、エネルギー管理標準に基づいた省エネ・省コスト対策を図る。
また、PRTR 法指定物質等実験廃棄物の全学的な管理体制の構築のために整備した薬品管理システムを引き続き活用する。

2) 学生・教職員の安全確保等に関する具体的方策

学生・教職員に対して、安全衛生に関する教育・研修・啓発活動を行い、安全衛生の意識向上を図るとともに、安全管理体制の充実を図る。

3) 学生・教職員の安全衛生管理に関する具体的方策

1. 新健康診断システムの結果を活用して内臓肥満・メタボリック症候群、喫煙者等の指導など健康管理を支援する新たな方策を実施する。
2. 勤務時間管理、その適正化、及び産業医学的指導を通じて、うつ病による休職・退職の回避に努める。
メンタルヘルス・ケアに関する講演等を実施する。
3. 引き続き、心肺蘇生法及び AED 使用法に関する講習会を年 2 回開催し、さらなる普及に努める。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

23 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入の遅延及び予見しがたい事故等のために緊急に必要となる対策費として借入を行うことも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 財産の譲渡に関する計画

常盤台地区の土地の一部（横浜市保土ヶ谷区常盤台 156 番地先ほか、3,892.55m²）を譲渡する。

2 担保に供する計画の予定はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究環境の整備、充実に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
小規模改修	47	財務・経営センター施設費交付金(47)
耐震対策事業	711	施設整備費補助金(912)
省エネ・新エネ技術の 抜本的導入促進事業	201	

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

勤務実績の評価を、引き続き給与に適切に反映させるとともに、前年度に引き続き全事務系職員対象として目標管理型評価制度の試行を行い、本格導入に向けた課題の整理及び評価結果の給与等への反映方法の検討を行う。

2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

1. 定年に達した優れた教員を本学の教育及び研究業務に従事させるための特任教授の制度をより適切に運用する。
2. 教員の流動性を図るため、「教員の任期に関する規則」及び「有期雇用教職員の就業に関する規則」を活用して任期を付した教員を特定分野に配置し、その充実を図る。また、外部資金により任期を付して雇用する教員に年俸制を導入する。

3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

引き続き、公募制を積極的に活用する。
また、任期を付した教員の採用やテニユア・トラックとしての助教の活用など、教員の流動性の向上と若手研究者の育成を図る。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

部局の特性に応じて、外国人や女性など多様な経歴・経験や出身基盤を持つ者の採用を促進する。
特に男女共同参画の推進について積極的に取り組む。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

1. 職員の専門性を高めるため、引き続き学内、学外の研修に積極的に参加させる。また、大学職員としてのマネジメント能力向上に努める。
2. 職員のキャリア形成や、組織の活性化を図るために、引き続き大学等との人事交流を行う。
3. 共同研究推進センター(産学連携推進本部産学連携部門)の専任准教授については、引き続き民間企業経験者等からの採用を実施する。

6) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

人件費削減計画に基づき、引き続き概ね1%の計画的な削減を図る。
また、第二期中期目標・中期計画期間に向けて、中長期的な人件費所要見込額に基づき、学内定員と人件費総枠を見据えた、新たな人員配置等人事管理方針(案)を策定する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 987人

また、任期付職員数の見込みを17人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込み 10,883百万円(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額8,918百万円)

1. 予算

平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 7 4 4
施設整備費補助金	9 1 2
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	7 4 0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	4 7
自己収入	6, 1 2 5
授業料及入学金検定料収入	6, 0 1 5
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	1 1 0
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1, 2 6 6
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	1, 0 0 5
計	1 8, 8 3 9
支出	
業務費	1 2, 2 4 2
教育研究経費	1 2, 2 4 2
診療経費	0
一般管理費	3, 6 3 2
施設整備費	9 5 9
船舶建造費	0
補助金等	7 4 0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1, 2 6 6
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	1 8, 8 3 9

[人件費の見積り]

期間中総額 10, 883百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 8, 918百万円)

注: 「運営費交付金」のうち平成21年度当初予算額 8, 139百万円,
前年度よりの繰越額のうち使用見込額 605百万円注: 「施設整備費補助金」のうち, 平成21年度当初予算額0百万円
前年度よりの繰越額912百万円

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	18,343
經常費用	18,343
業務費	17,040
教育研究経費	4,359
診療経費	0
受託研究費等	716
役員人件費	88
教員人件費	9,049
職員人件費	2,828
一般管理費	672
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	631
臨時損失	0
収入の部	17,538
經常収益	17,538
運営費交付金	8,701
授業料収益	5,065
入学金収益	797
検定料収益	237
附属病院収益	0
受託研究等収益	833
補助金等収益	723
寄附金収益	416
財務収益	21
雑益	231
資産見返運営費交付金等戻入	205
資産見返補助金等戻入	37
資産見返寄附金戻入	266
資産見返物品受贈額戻入	6
臨時利益	0
純損失	(805)
目的積立金取崩益	805
総利益	0

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	21,916
業務活動による支出	17,488
投資活動による支出	1,751
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,677
資金収入	21,916
業務活動による収入	16,270
運営費交付金による収入	8,139
授業料及入学金検定料による収入	6,015
附属病院収入	0
受託研究等収入	833
補助金等収入	740
寄附金収入	433
その他の収入	110
投資活動による収入	1,169
施設費による収入	959
その他の収入	210
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,477

(別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

教育人間科学部	学校教育課程	920人 (うち教員養成に係る分野	920人)
	地球環境課程	200人	
	マルチメディア文化課程	360人	
	国際共生社会課程	360人	
経済学部	経済システム学科	474人	
	国際経済学科	476人	
経営学部	経営学科		
	昼間主コース	300人	
	夜間主コース	128人	
	会計・情報学科		
	昼間主コース	280人	
	経営システム科学科		
	昼間主コース	260人	
工学部	国際経営学科		
	昼間主コース	260人	
	(第一部)		
	生産工学科	560人	
	物質工学科	640人	
	建設学科	520人	
	電子情報工学科	580人	
知能物理工学科	360人		
教育学研究科	(第二部)		
	生産工学科	30人	
	物質工学科	30人	
	学校教育臨床専攻	18人 (うち修士課程	18人)
	学校教育専攻	32人 (うち修士課程	32人)
	障害児教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)
	言語文化系教育専攻	40人 (うち修士課程	40人)
社会系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)	
自然系教育専攻	50人 (うち修士課程	50人)	
生活システム系教育専攻	28人 (うち修士課程	28人)	
健康・スポーツ系教育専攻	16人 (うち修士課程	16人)	
芸術系教育専攻	30人 (うち修士課程	30人)	
国際社会科学研究科	経済学専攻	38人 (うち博士課程 (前期)	38人)
	国際経済学専攻	34人 (うち博士課程 (前期)	34人)
	経営学専攻	60人 (うち博士課程 (前期)	60人)
	会計・経営システム専攻	36人 (うち博士課程 (前期)	36人)
	国際関係法専攻	48人 (うち博士課程 (前期)	48人)
	国際開発専攻	21人 (うち博士課程 (後期)	21人)
	グローバル経済専攻	27人 (うち博士課程 (後期)	27人)
	企業システム専攻	36人 (うち博士課程 (後期)	36人)
	国際経済法学専攻	21人 (うち博士課程 (後期)	21人)
	法曹実務専攻	150人 (うち専門職学位課程	150人)

工学府	機能発現工学専攻	210人		
			〔うち博士課程（前期） 174人〕	
			博士課程（後期） 36人〕	
	システム統合工学専攻	215人		
			〔うち博士課程（前期） 176人〕	
			博士課程（後期） 39人〕	
	社会空間システム学専攻	152人		
		〔うち博士課程（前期） 122人〕		
		博士課程（後期） 30人〕		
環境情報学府	物理情報工学専攻	262人		
			〔うち博士課程（前期） 214人〕	
			博士課程（後期） 48人〕	
	環境生命学専攻	111人		
			〔うち博士課程（前期） 66人〕	
			博士課程（後期） 45人〕	
	環境システム学専攻	128人		
		〔うち博士課程（前期） 80人〕		
		博士課程（後期） 48人〕		
情報メディア環境学専攻	115人			
		〔うち博士課程（前期） 70人〕		
		博士課程（後期） 45人〕		
環境イノベーションマネジメント専攻	35人			
		〔うち博士課程（前期） 20人〕		
		博士課程（後期） 15人〕		
環境リスクマネジメント専攻	83人			
		〔うち博士課程（前期） 56人〕		
		博士課程（後期） 27人〕		
特別支援教育専攻科	60人			
附属鎌倉小学校	720人	学級数	18	
附属横浜小学校	765人	学級数	18	
附属鎌倉中学校	525人	学級数	12	
附属横浜中学校	405人	学級数	9	
附属特別支援学校小学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校中学部	18人	学級数	3	
附属特別支援学校高等部	24人	学級数	3	